

# あきしま市内芸術家公募展 応募要項

## 1. 目的

昭島市内にお住いの作家様には作品の発表の場を提供することで創作意欲の向上をして頂けること、市民の皆様には実際に作品に触れることで知的満足度の向上や自分の住む町への誇りを感じて頂くこと、双方にとって芸術文化に対する高まりが昭島市の風土として定着することを目的とします。

## 2. 出品資格

昭島市在住でご自身が制作した作品をお持ちの方  
選考委員が弊会理事であることを了解いただける方

## 3. ジャンル

絵画、陶芸、写真、彫刻、書、工芸、その他

## 4. 応募期間

平成 29 年 8 月 10 日～10 月 20 日迄

## 5. 出品（規格・展示規格）

絵画：1,167mm×910mm（Fサイズ 50号以内）

写真：絵画に準じる

書：全紙（695mm×1365mm）以内で表装のこと

彫刻ほか：重量 10kg 以内 \* その他特別なものは応募用紙記載

\* 選ばれた展示作品で、壁面取付可能な平面作品は額装すること（ガラス不可、  
アクリル板は可）とします。また、壁面展示から裏側にヒートンを付けてください。

\* 突起物や生乾き、異臭を放つ等、他の作品や会場に損傷を与えるおそれのある作品、パネルの厚みが額の厚みを超える作品の応募はご遠慮ください。

## 6. 出品点数

1人につき1～3点

## 7. 出品料

無料

## 8. 応募・選考方法

メール又は郵送頂いた、作品写真と応募用紙の内容により選考します。

平面作品：作品の正面写真画像 郵送の場合は A4（210mm×297mm）サイズで 1 枚

立体作品：作品の正面及び側面画像 郵送の場合は A4 サイズで 2 枚

\* 作品が鮮明に写ったもの、画素数は指定しませんが、メールで送れない場合は  
圧縮ほかの対応をお願いします。

## 9. 送付先

郵送の場合：196-0014 昭島市田中町 610-3 昭和第3ビル  
昭和飛行機工業(株) あきしま市内芸術家公募展係  
メールの場合：showa-no-mori.acda@showa-aircraft.co.jp

## 10. 選考委員

昭和の森芸術文化振興会理事の昭島市、昭和飛行機工業(株)、昭島市6団体の役員の中から複数名の方が選考委員となります。

## 11. 入選・賞

市長賞、会長賞、理事長賞ほか  
\*入賞者にフォレスト・イン昭和館ご利用券を贈呈

## 12. 展示作品発表

応募者全員に結果をメール又は郵送で通知します。(11月中旬)  
\*電話での問い合わせには応じません。

## 13. 合意書の締結

展示作家様と主催者で、作品展示をスムーズに実施するため「展示に関わる合意書」を締結後、展示作品の「搬出入受渡し票」を発行させていただきます。

## 14. 展示会・会期

平成30年2月5日～9日(昭島市役所)、10日～18日迄(モリタウン)

## 15. 表彰

会期終了後に贈呈致します。

## 16. 搬入出日・場所・方法

①搬入：平成30年2月4日(日曜日) 午後1時～午後3時迄  
場所：昭島市役所  
方法：搬出入は、基本的に作家様ご自身でお願いします。

②移設(昭島市役所⇒モリタウン)  
搬出・市役所：平成30年2月9日(金曜日) 午後5時～午後6時迄  
搬入・モリタウン：同日 午後9時～10時迄

③搬出：平成30年2月18日(日曜日) 午後9時～10時迄  
\*詳細な内容については、事前にご連絡致します。

## 17. 主催

昭島市/昭和の森芸術文化振興会

## 18. 運営（事務局）

昭島市田中町 610-3 昭和第 3 ビル  
昭和の森芸術文化振興会  
あきしま市内芸術家公募展事務局 TEL042-546-1105

## 19. 著作権

この展覧会に関係する展示作品の著作権や展示権は主催者に帰属します。

\* ここで言う著作権とは、主催者が展示作品のうち優秀作品を本事業の

- ①その発表のために利用（複製、上映など）をすること。
- ②広報するための印刷物やホームページに利用すること。
- ③記録として保存するために複製すること。

について了承頂くものです。

## 20. 保険

展示期間中お預かりした作品は充分注意して取り扱いますが、作品損傷などの万一の事故については、主催者は一切の責任を負いません。必要な方はご自身で保険加入願います。

## 21. 個人情報

ご応募の際にご記入頂いた個人情報は、本事業の関連業務においてのみ使用します。

## 22. 梱包資材

搬入時に使用された梱包資材等はお預かりしませんので、適時お持ち帰りください。

## 23. 備考

下記に該当する作品を出品することはできません。

- ①知的財産権（著作権を含む）、肖像権、プライバシーなど他人の一切の権利を侵害、又は、侵害するおそれのある作品。
- ②故意、過失を問わず、法令、公序良俗に違反するような作品。
- ③他人を差別、誹謗中傷など名誉や社会的信用を棄損するような作品。
- ④他人に迷惑を及ぼすような作品。
- ⑤商業用の広告・宣伝などを目的とした作品。

\* 主催者が上記の作品と気づかずお受けした場合も、展示取り消しとなる場合があることを事前にご了承願います。

平成 29 年 8 月吉日  
昭和の森芸術文化振興会  
あきしま市内芸術家公募展事務局